

議案第13号

松阪市職員の旅費に関する条例の全部改正について

松阪市職員の旅費に関する条例(平成17年松阪市条例第63号)の全部を次のように改正する。

令和7年2月20日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員（松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）第1条の2に規定する職員及び松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年松阪市条例第61号）第1条に規定する現業職員。以下これらの者を「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者、旅行を依頼した者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 任命権者の要請に応じて新たに採用された職員（国若しくは他の地方公共団体の職員であった者で引き続いて採用されたもの又はこれらの職員としての身分を保有したまま採用されたもののうち、市長が特に必要と認めたときに限る。）がその採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による場合を除く。）又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、その遺族がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員の遺族

3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 16 条各号若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等（以下「証人等」という。）として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第 1 項、第 2 項及び前 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができ

る者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の返信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

（1） 出発までに旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがないとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、旅費支給事務の効率化に資する等市長が特に必要と認めるとき。

- 5 前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、出張又は赴任が終了後、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

- 6 旅行命令簿等の記載事項は、規則で定める。

（旅行命令簿に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合に

は、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請したが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊費は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額、実費額等により支給する。
- 8 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 9 着後滞在費は、第15条に規定する額を支給する。
- 10 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長が移動する場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。
- 3 第1項第2号に規定する急行料金（座席指定料金を含む。）は、路程片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、継続して他の線区に乗り継ぐ場合の区間は、路程片道30キロメートル以上とする。

- 4 第1項第5号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
- 5 近畿日本鉄道線（以下この項において「近鉄線」という。）を利用できる各地へ旅行する場合は、近鉄線の経路により支給することができる。

（船賃）

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長、副市長又は教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第9条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長、副市長又は教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費

用

(4) 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）に規定する委員等が旅行命令権者等の承認を受けて行う自家用自動車等による旅行に要する費用で規則で定める額

(5) 第 1 号から第 3 号までに掲げる費用に付随する費用
(宿泊手当)

第 11 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

(宿泊費)

第 12 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 13 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 7 条から第 10 条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(転居費)

第 14 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 15 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は 5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 16 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第 7 条から第 10 条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行等)

第 17 条 外国旅行等この条例の規定により旅費を計算することが困難な場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じ、その都度市長が定める。

（退職者の旅費）

第 18 条 職員が出張中に退職等となった場合における第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地方から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生の日を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から 10 日以内に出発して当該退職に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

（遺族の旅費）

第 19 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在任地までの旅費

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族及びその順位は、職員の死亡当時職員と生計を一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族とし、同順位者がある場合は、年長者を先にする。

（旅費の計算）

第 20 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 私事のために在勤地以外の地に居住する者が、その居所から直ちに旅行する場合における旅費計算の起点は、当該職員の居所とする。ただし、居所から目的地に至る旅費額が在勤地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地から目的地に至る旅費を支給する。

（区分計算）

第 21 条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（旅費の請求手続）

第 22 条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費

に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 前2項に規定する期間は、規則で定める。

（旅費の調整）

第23条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する全額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第25条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（監督）

第26条 総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、各部長に対して、こ

の条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第 27 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松阪市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の松阪市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項から第 5 項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 25 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(松阪市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正)

- 5 次に掲げる条例の規定中「（平成 17 年松阪市条例第 63 号）」を「（令和 7 年松阪市条例第●号）」に改める。
- (1) 松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）第 15 条
 - (2) 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）別表
 - (3) 松阪市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 54 号）第 2 条第 1 項
 - (4) 松阪市消防団条例（平成 17 年松阪市条例第 232 号）第 8 条
 - (5) 松阪市上下水道事業の管理者の給与等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 286 号）第 4 条

- (6) 松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松阪市条例第 14 号）第 9 条第 2 項